



2 総経第 1 0 5 3 号

令和 2 年 8 月 2 5 日

亀岡市上下水道事業経営審議会会長 様

亀岡市長 桂川 孝裕

諮 問 書

亀岡市上下水道事業の健全な経営を図るため、亀岡市上下水道事業経営審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 水道用水供給事業における料金について
- 2 諮問理由 別紙のとおり

別紙

南丹市への水道用水の供給については、本市にとっては既存施設の余裕能力を活用した収益の増加が、また、南丹市にとっては老朽施設の廃止によるコスト削減と安定した水源の確保が見込めるなど、両市でメリットが共有できる事業展開が可能であることから、両市の議会の議決を経て、令和元年6月27日付けで「水道用水の供給に関する基本協定」を締結し、令和2年3月には水道法に基づく水道用水供給事業認可を取得して、令和3年度中の給水開始に向けて取組みを進めているところです。

本市をはじめ全国の水道事業を取り巻く状況は、人口減少等に伴う収益の減少に加え、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、さらには自然災害の多発に対応した安全性の確保など多くの課題に直面しています。こうした中での南丹市への水道用水の供給の実施は、本市水道事業の経営持続にとって、また、京都府中部圏域における水道事業の発展を期するうえでも重要な取組みであります。

こうしたことから、水道用水の供給に関する基本協定第6条で定めています「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公正妥当、かつ、両市の水道事業の健全な運営を確保することができる」水道用水供給事業の料金の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。